

平成 25 年 3 月 13 日
厚生労働省社会援護局
地 域 福 祉 課

地域福祉関係資料

- 1 安心生活創造事業
- 2 社会福祉協議会の概要等
- 3 「定年退職者の地域活動の開発・支援のあり方に関する調査研究事業報告書」(2008 年 3 月：全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター発行)
- 4 「定年退職後の地域活動支援事例集」(2006 年 3 月：全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター発行)

「安心生活創造事業」

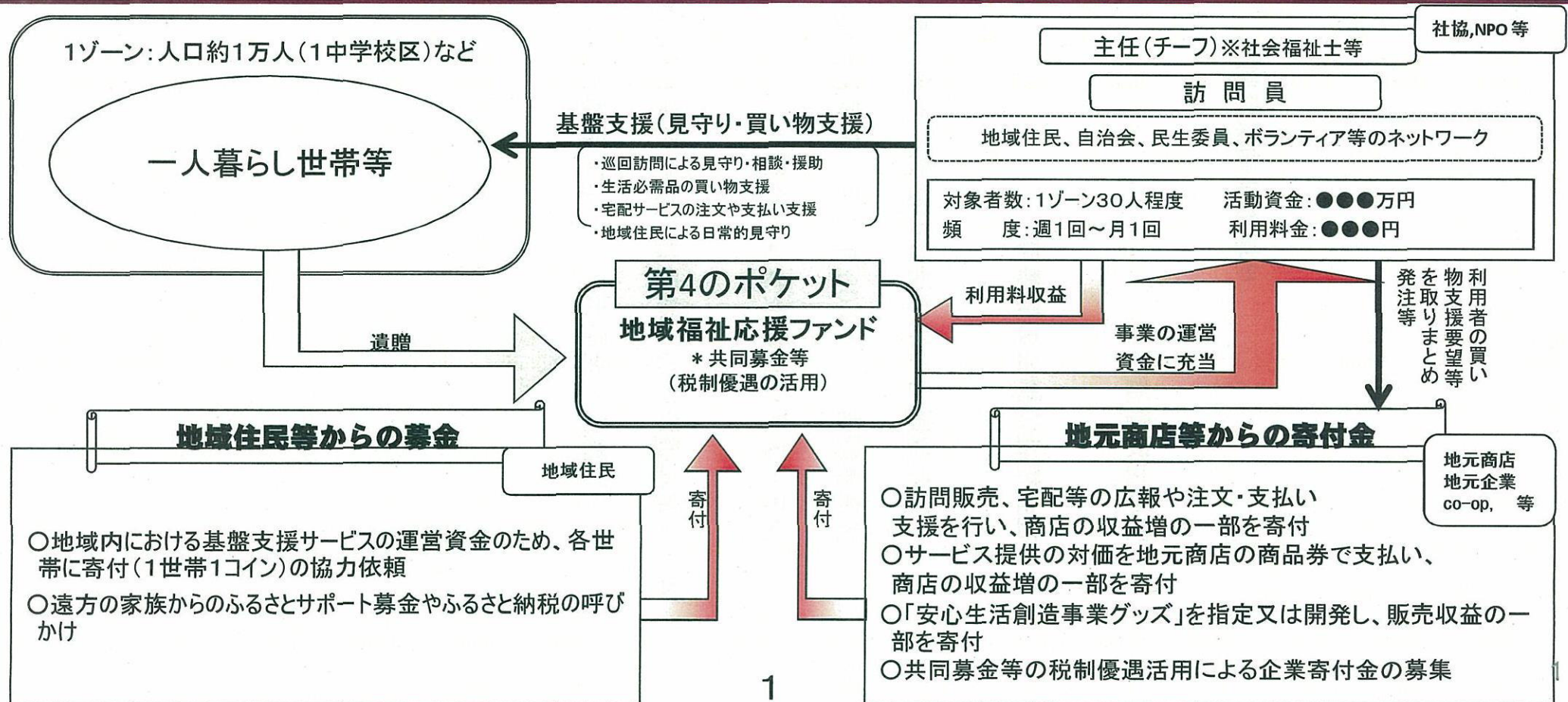
平成25年度予算では地域福祉関連事業を総合かした「安心生活基盤構築事業」の基本事業として位置づけ
(平成25年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数・補助率10/10)

【目的】厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」「見守り」「買物支援」を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行う。

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

(参考例) 「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ



安心生活創造事業成果報告書（平成24年8月）の概要

報告書の目的

単身世帯の増加や近隣関係の希薄化により社会から孤立する人々が生じやすい社会環境の中で、支援の目が届かない人々を社会から孤立させずにいかに支援していくか、平成21～23年度まで実施してきたモデル事業（安心生活創造事業）からその方向性や課題を明確化する。

安心生活創造事業

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、次の事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域作りを行う。

（事業の3原則）

- ①支援を必要とする人々とそのニーズを把握
- ②支援を必要する人がもれなくカバーされる体制づくり
- ③安定的な地域の自主財源確保

事業の成果と課題

成果

- ・行政内（庁内）の連携、住民力の向上（漏れのない把握）
- ・新しい公共（新たな担い手（新聞配達員、水道メーター検針員など民間事業者、NPO等）との連携）
- ・総合相談窓口の設置促進（ワンストップサービス）
- ・自主財源づくりの取組（グッズ販売、ふるさと納税など）

課題

- ・人材確保（広い視野を持つコーディネーターの必要性、属人的にならない組織的な支援の必要性）
- ・安定的な財源確保（地域の理解（寄付文化の土壌づくり等）の必要性）
- ・サービスの有償・無償の線引き
- ・個人情報の共有（過剰な保護意識、守秘義務を持たない人との連携）
- ・地域福祉計画の定期的な評価と見直しの必要性

今後重要と考えられる取組み

○社会的孤立を防ぐための官民間わなない多様な主体との連携・協働

社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者等民間事業者など多様な人々との連携・協働が不可欠である。

○総合相談体制の確立

「もれない把握」により要援護者を把握し、「もれない支援体制」を確立していくためには、要援護者のニーズを縦割りの体制でニーズを漏らすことがあっては、「もれない把握」が意味のないものになってしまう。要援護者のニーズをもれなく把握・支援するための総合相談体制の確立が大きな課題となっている。

○地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、総合相談体制を確立する契機にもなっている。また、社会的孤立や災害時要援護者支援等の観点から、見守りが必要な方々が確実に見守られている仕組み、システムが求められている。安心生活創造事業で取り組んできた「もれない把握」、「もれない体制づくり」の確立は喫緊の課題となり、さらに「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法について」盛り込むこととなっている地域福祉計画の重要性が再確認されている。

○契約支援・権利擁護の必要性

近年の認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要となることが考えられる。これらは、地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされ、生活困窮者支援では必要不可欠な支援となっている。安心生活を送るためには、このような権利擁護の支援が必要であり、日常生活自立支援事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取組みが求められている。

○要援護者が社会参加・自己実現できる仕組み

要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取組みに社会参加し、自己実現していくことが重要であり、要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠

安心生活創造事業・好事例①

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

実施主体名等	事例の概要
栃木県大田原市 大田原市社会福祉協議会	【要援護世帯の把握】 ○黒羽地区全世帯（1,390世帯）を調査し、一人暮らし高齢者等の要援護世帯を把握。 【民間事業者と連携した見守り活動】 ○支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守り活動を実施。 ○自治会、民生委員、住民ボランティア（黒羽見守り助け合い隊）の他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、ヤクルト販売員等（黒羽見守り助け合い協力機関）を活用し、新聞や郵便物がたまる、日中もカーテンが閉まっている、水道使用量が少ない等普段と違う状況があった場合、市社会福祉協議会に通報（転送電話で24時間対応）。 ○通報を受けた市社会福祉協議会は、要援護者毎に指定された「見守り助け合い隊長」に連絡し、隊長から民生委員、協力訪問員、ご家族等に連絡し安否確認を行っている。（平成22年度より佐久山地区も開始。）
横浜市、横浜市公田町団地	【地元住民による見守りや買い物支援の実施】 ○公田町（くでんちょう）団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人「お互いさまネット公田団地」を設立。 ○小高い丘に建設された団地であることから買い物に不便な環境であるため、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。 ○「あおぞら市」に社会福祉士を配置し、買い物に来た高齢者等に声をかけ相談に応じる。 【ひきこもり防止のための交流スペース確保】 ○自宅にひきこもらないよう、住民交流スペースや社会参加の場などの外出先を確保、提供する。また、このスペースには社会福祉士を配置し、相談に応じたり健康チェック等を行う。 ○お米等を小分けして販売する「あおぞら市」の開催や、住民が気軽に集える場所として、多目的拠点「いこい」を開設し、外出の機会を提供することで、ひきこもり防止を図っている。 ○「いこい」では食事の提供や健康チェック等も行っている。

安心生活創造事業・好事例②

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

三重県伊賀市 伊賀市社会福祉協議会	【住民相互の見守り体制の構築】 ○自治会の協力を得て社会福祉協議会が生活実態調査を実施し要援護者を把握。厚生労働省生活・介護支援サポーター養成事業により、<u>地域住民を「いが見守り支援員（有償ボランティア）」として養成</u>。また、「ご近所みまもり隊（要援護者周辺住民）」が情報を収集し、何かあった場合には民生委員を通じ社会福祉協議会に情報提供を行う体制を構築。 【市社会福祉協議会独自の身元保証プラン等による権利擁護システム】 ○賃貸入居時の保証、就職時の身元保証等、成年後見制度や厚労省の日常生活自立支援事業でカバーできない保証ニーズを市社会福祉協議会独自の「地域福祉あんしん保証事業」で対応。 ○地域福祉あんしん保証事業では、保証を求められた場合の相談や、必要に応じた保証人の確保を行っている。
埼玉県行田市 行田市社会福祉協議会	【要援護者とその人を支える人々を記載した「支え合いマップ」を作成】 ○地域福祉計画の策定を契機に、災害対応への関心が高まり、市内全自治会（186のそれぞれ）において要援護者を把握し、要援護者ごとに指定された住民支援者（2名程度）が記された「支え合いマップ」を作成。 【市役所における相談に応じた総合相談体制の構築】 ○市役所では、関係課からなる総合的な相談支援体制が構築されている。 ○障害、高齢者等の担当者を併任発令し、対応のワンストップサービスを実施している。 【いきいき・元気サポート制度】 ○日常生活支援が必要な高齢者、障害者等に対し、「いきいき・元気サポーター」による見守りや買い物支援等の有償サービス（1時間700円）を提供。 ○サービスを提供したサポーターには、謝礼として行田商店共通商品券（1時間500円）を提供。市内商店街の活性化の効果も期待されている。

市区町村社会福祉協議会の概要

平成 25 年 3 月 29 日

全社協地域福祉部

《社会福祉協議会の性格・目的》

- 社会福祉協議会（以下、社協という。）は、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」をめざす「公共性と自主性を有する民間組織」である。
- 社会福祉法では、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている。

《社会福祉協議会の組織》

- 社会福祉法において、市町村、都道府県、全国の各段階ごとに設置するものとされ、全国ネットワークを有した組織である。市区町村社協は、社協組織の基礎単位であり、ほぼ 100%に近い組織が社会福祉法人化されている。（法人化率 99.0% 平成 24 年 4 月現在）
- また、市区町村社協の多くが、校区福祉委員会、地区社会福祉協議会等、より住民に身近な学区や自治会等の小地域を圏域に住民福祉活動をすすめる組織が設置されている。

《市区町村社協の構成》

- 市区町村社協は、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア・NPO 団体や保健・医療・教育などの地域の関係機関、及び行政の参加によって組織されている。
- 社会福祉法では、区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ社会福祉事業又は更生構成事業を経営する者の過半数が参加するものとされている。
- また、関係行政庁が支配する事態を避ける趣旨から、関係行政庁職員は役員総数の 5 分の 1 を超えてはならないこととされている。

《事業の概要》

- 市区町村社会福祉協議会では、地域の実情に応じて、多様な事業を展開している。（参考参照）
- 特に、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業などへの取り組みを通じて、地域住民にとっての福祉相談の窓口となっている。
- また、近年においては、日常の住民福祉活動を通じた要援護者支援の体制づくりや災害時における全国ネットワークを活かした災害ボランティアセンターの運営などへの取り組みも積極的に行っている。

市区町村社会福祉協議会の主要な事業

(主要な事業例と実施社協の割合)

地域福祉活動推進部門	住民に身近な小地域における福祉活動の推進	校区福祉委員会や地区社協等の設置(47.4%)《2009年4月現在》 ふれあいいきいきサロンの実施(89.9%)《実施箇所数=55,280か所》《2012年4月現在》 地域住民による見守り・支援活動〔小地域ネットワーク活動〕の実施(66.7%)《約172万人の対象者へ約37.3万人の住民が協力》《2012年4月現在》
	住民参加による地域福祉の推進 ボランティア・市民活動推進福祉のまちづくりの推進	ボランティアセンターの設置及びセンター機能を有する(92.3%) ボランティア連絡会の設置(59.7%)《2009年4月現在》
	当事者(家族会)の組織化支援	認知症高齢者(15.4%) 身体障害児・者(62.36%)、知的障害児・者(56.5%)精神障害者(30.5%)、母子家庭(42.4%)、父子家庭(5.0%)《2009年4月現在》
	地域福祉活動計画の策定	策定済(40.1%)《2009年4月現在》
福祉サービス利用支援部門	福祉相談の実施	総合相談事業(87.3%) → 毎日実施(33.2%) 生活福祉貸付金事業はすべての市区町村社協が窓口であり、あわせて相談などを行う。《2012年4月現在》
	日常生活自立支援事業	基幹的社協(857か所) 利用者数(37,814人:高齢者52% 知的障害者等21% 精神障害者等22%、その他5%)《2012年3月末現在》
	法人後見の実施	法人後見の実施(162社協)《2012年3月末現在》
	その他	地域包括支援センターの実施(22.3%)《2009年4月現在》
在宅福祉サービス部門	介護保険法に基づく介護サービス	訪問介護(71.7%)、通所介護(49.6%)、訪問入浴介護(28.5%)、居宅介護支援(71.1%)《2009年4月現在》
	介護保険・障害者自立支援法に基づく制度サービスとその他制度外サービス	居宅介護(67.4%)、重度訪問介護(53.3%)、生活介護(14.8%)、相談支援事業(14.9%)、コミュニケーション支援事業(10.0%)、移動支援事業(39.8%)、相談支援事業(14.9%)《2009年4月現在》
	地域住民の参加を得て行う制度外のサービス	配食サービス(57.5%)、外出支援サービス(45.9%)、住民参加型在宅福祉サービスの実施(22.1%)《2009年4月現在》
法人運営部門 法人組織のマネジメント(財務・人事管理、役員会の運営等)		

市区町村社協・職員数(2009年4月現在)

	職員数	1社協あたり平均
一般事業職員	26,388 人	13.6 人
(正規職員)	16,301 人	8.4 人
(非正規職員)	10,087 人	5.2 人
経営事業職員	99,650 人	51.3 人
(正規職員)	24,298 人	12.5 人
(非正規職員)	75,352 人	38.8 人
合 計	126,038 人	64.9 人

* 一般事業職員=事務局長、事務職、地域福祉担当職員(地域福祉コーディネーターを含む)、相談担当職員(日常生活自立支援事業の専門員や生活福祉貸付事業の相談員等を含む)

* 経営事業職員=介護保険サービスなどの在宅福祉サービス事業担当職員(管理者、ホームヘルパー、介護職、生活指導員、看護師等)

* 正規職員/契約期間の定めのない職員、非正規職員/契約期間の定めのある職員・パート職員等

社協・生活支援活動強化方針 ―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―

(概要版)

平成24年10月29日 全社協 地域福祉推進委員会

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の実績

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動
 - ・ボランティア・市民活動センター事業や福祉教育などを通じた住民参加を推進
 - ・心配ごと相談事業やふれあいのまちづくり事業等を通じた総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスへの先駆的な取り組み
 - ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業における経済的困窮者への支援や権利擁護の取り組み 等
- こうした長年の取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
 - ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
 - ・経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等
- ↓
- ・孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や悪質商法などの権利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。
- 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
 - * 委員総会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組むべき事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
 - * 常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
 - * 全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ・決定

【方針の構成・内容】(★別紙参照)

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ②」の実施に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況をふまえ、アクションプランに示された内容をチェック項目として今後の取り組みを検討・明確化し、実行する。
《アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割》
 - 基盤整備に向けた国や自治体との協議や働きかけ。
 - 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
 - 事業規模の小さな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に応じた支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困窮等の福祉施策の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを展開。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉施策の充実の推進。

②実現に向けた基盤整備について

- 各自治体における地域福祉の施策の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政のなかではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定などを通じて行政とのパートナーシップを構築し、基盤整備に取り組む。
- 厚生労働省において現在検討されている『生活支援戦略』によって、今後展開される生活困窮者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基盤整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をふまえ、地域のさまざまな関係者との協働や共同募金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた 行動宣言

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

【あらゆる生活課題への対応】

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

【相談・支援体制の強化】

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチの徹底】

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

【地域のつながりの再構築】

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた アクションプラン

「行動宣言」において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を具体的に示したものである。

ステップ①

※「ステップ②」の実施に向けて
当面行う必要のある取り組み

1. 行動宣言の社協役職員への周知と取り組みに向けた役職員の意識改革
2. 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
3. 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスの対応事例の蓄積

1. 「総合相談事業」「心配ごと相談事業」「ボランティア相談」などの相談活動の周知及び体制整備
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の蓄積・強化
3. 各部所を横断するケース検討会の開催の定期化

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)のモデル配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置することを想定)
2. 住民と専門職の協働による小地域を単位とする地域ケア会議のモデル実施
3. 寄り添い型支援のモデル実施
4. 地域の事業者・商店等との連携

1. 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等(地域福祉推進基礎組織)の支援及び設置促進
2. 見守り・支援やサロン活動などの住民福祉活動の支援
3. 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
4. 地域住民やボランティア・NPO団体との協働事業の開発

1. 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と積極的な広報活動の展開
2. 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しの推進
4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備

ステップ②

※行動宣言を具体化するうえで
取り組みが求められる事業

1. 経済的困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク(プラットフォーム)の形成
2. 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
3. 経済的困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
4. 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等のほか、ハローワークや教育機関などとの連携による経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施
5. 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

1. 相談体制の充実(曜日を問わず相談を受ける体制の確保、制度・事業、分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員の配置、「生活支援・相談センター」の設置)
2. 行政との協議等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)の配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置)
2. 寄り添い型支援の事業化
3. 地域の問題発見・相談支援のシステム化
4. 在宅福祉サービス事業の地域展開

1. 福祉委員や民生委員・児童委員等が担う身近な相談機能づくり(「福祉なんでも相談」等)
2. 小地域における住民福祉活動の活動拠点の整備(小学校区程度)
3. 小地域を単位とした小地域福祉活動計画の策定
4. 地域住民やボランティア・NPO団体等の活動財源としての共同募金運動の活性化

1. 行政と協働した地域福祉推進の状況の評価
2. 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

退職世代が地域を変える（2008年3月）

定年退職者の地域活動の開発・支援のあり方に関する調査研究事業報告書

発行：社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター

【本書の構成】

- 1 退職世代をまきこむために
- 2 中間支援組織等の役割
- 3 プログラム案
- 4 地域で新たなつながりを
- 5 参考（団塊世代を理解するキーワード）

1 退職世代をまきこむために（退職世代の心持ちを大切に）

- ・退職世代はどんな人？（時代背景／文化背景を知る）気持ちは？「ふくざつ」
- ・きっかけはいろいろ（お誘いの力）・参加者のタイプはいろいろ（退職世代の男性によくみられる特性）
- ・関心のありそうな人へのアプローチのこつ（自主性の尊重と楽しさの演出）
- ・退職世代の人たちを活動にひきこむには（モチベーションからメニューまで）・グループ長続きのこつ
- ・課題と価値（無償性と経費の考え方、退職前からの取組の充実、一人一人が生き生きと暮らしていくことができるように）

2 中間支援組織等の役割 退職世代がボランティア等に参加するきっかけ作りのために

- ・啓発、広報、活動促進のための仕掛け作り、プログラム企画・実施、資金援助、相談相手、活動先や活動グループのマッチング、モデル事業、ネットワークづくり、事例紹介、助成金プログラムなどの情報提供 などを行う組織

（例） 行政、NPO、実行委員会方式、社会福祉協議会、ボランティアセンター等

- ### 3 プログラム案：
- ①私の暮らし5年後10年後20年後（自分をみつめ地域を知り地球を思う）、②地球の恩をいただきながら暮らす（生老病死冠婚葬祭からこれからの人生を考える）、③夕日に向かって走れ！みんなで挑戦ホノルルマラソン（大好きな人と一緒に今から作ろう遅筋繊維）、④コミュニティ・デジカメマン（撮って発見私の町の名所有名人）、⑤立ち上がれ！いのちと地域を守るため！（新しい自主防災グループで災害に強いまちづくりを）、⑥あなたも「村宝」になろう！プロジェクト、⑦学校サポーターになろう！（地域で力を子どもを育てる）、⑧地域孫をたくさんつくろう！（孫に④であげたい絵本のススメ）、⑨ヘルシー料理をつくってふるまおう！（もてなしの心がしみる塩梅の粋メタボも撃退！）、⑩食料自給率39%だって知ってましたか？（有期野菜を育て未来ある子ども達に安心・安全な食育をプレゼント）、⑪コラボカフェで地元にッ！

退職世代が地域を変える（2008年3月）
定年退職者の地域活動の開発・支援のあり方に関する調査研究事業報告書（その2）
発行：社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター

4 地域で新たなつながりを（ヒアリングから）

- ・ NPO法人よろずや余之介（群馬県太田市） 個々の専門性と人柄を最大限活かす平成のお助けマン集団
- ・ 半田災害支援ボランティアコーディネーターの会（愛知県半田市）
災害時に地域を守れるのは私たち、防災・減災でまちづくり
- ・ 壮年チーム（広島県廿日市市） 自分たちが暮らしたい町に自分たちです
- ・ 男のつどい（広島市内各地区の男性ボランティアグループ）
市社協・区社協のバックアップで特色あるグループが独自の活動を
- ・ 調布わいわいサロン（東京都調布市） 「わいわいサロン」を地域参加のきっかけに
- ・ 鎌倉団塊プロジェクト実行委員会（神奈川県鎌倉市）
NPOと行政のパートナーシップで古都の魅力と地域資源をフル活用
- ・ 青森県企画政策部企画課・生活創造支援グループ
農業生産法人有限会社「ANEKKO」農村と都市を結び交流からステイに
- ・ しみんふくし滋賀（滋賀県近江八幡市）
文化施設の維持・継承に力を発揮する退職世代の男性ボランティア
- ・ 半田市社会福祉協議会（愛知県半田市） 長年の蓄積を大切にボランティア・市民活動の底上げを
- ・ 土佐町社会福祉協議会（高知県土佐町） 住民力を最大限に引き出す積極的な取組みで打開を
- ・ 大豊町社会福祉協議会（高知県大豊町） 担い手の絶対数が少ない高齢化率が高い山間地の奮闘
- ・ 浄土宗大連時・應典院（大阪府大阪市）
「こきゅうするお寺」を舞台に「いのち」の文化を市民とともに育む

定年退職後の地域活動支援事例集（2006年3月）

発行：社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター

【事例集の趣旨とシニアライフ支援の方向性】

- 生活全体を支援していく視点をもつ
 - ・ 地域活動支援に留まらず、地域住民、地域生活者としての生活全体を支援
- 「地域で生活すること」を考えてもらうきっかけの提供
 - ・ 主に定年退職前後のシニアを対象。「会社から社会へ」という変化に戸惑っている勤労者層にアプローチ
- 地域社会への働きかけと「まずはやってみる」こと
 - ・ 地域社会も変わる必要がある。やりやすいところからやることが大事

事例

- 武蔵野発！「お父さんお帰りのさいパーティ」武蔵野市社協／ボランティアセンター武蔵野（東京都）
- 七つの公民館が共同して取り組んだ「中高年のための地域デビュープロジェクト」広島市南区公民館区内ネットワーク事業
- 当事者とともにつくるホップ・ステップ・ジャンプの連続講座北九州市教育委員会生涯学習総合センター
- 市民と行政がそれぞれの強みを発揮して「地域デビュー」を支援鎌倉団塊プロジェクト実行委員会（神奈川県）
- 市民が市民のためにアイデアを出し合い企画・運営する「福祉塾」市原市社会福祉協議会（千葉県）
- 生涯学習の観点から退職シニアの「地域デビュー」を支援宇都宮大学生涯学習教育研究センター
- 地域活動の実践者が「先輩」として相談に当たる：近江八幡市社会福祉協議会（滋賀県）
- シニアが活躍できる地域の受け皿づくりを支援「NECシニアITサポーター養成講座」：日本電気株式会社（東京都）
- 金融機関としての特性を活かし地域活動支援に取り組む：近畿労働金庫

【事例から見えてくるシニアライフ支援のポイント】

- ① 企画段階からいろいろなアイデアを持ち寄る ② 地域生活や活動を支援する協働体制を模索する ③ 魅力あるプログラムづくりの工夫 ④ 参加者の敷居を低くする工夫 ⑤ フォローアップの第1は仲間作りがポイント ⑥ 活動の選択肢や情報をできるだけ多く用意する

